

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【会社名】	テイ・エス テック株式会社
【英訳名】	TS TECH CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井 上 満 夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (所在地)(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 井上満夫は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しています。財務報告に係る内部統制は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「同実施基準」に基づいて、整備及び運用されています。

財務報告に係る内部統制は、統制担当者の判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀を含む内部統制固有の限界により、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。また、当初予定していなかった企業内外の環境変化や非定型的な取引等に対応できないために、それを起因とする財務報告の虚偽記載を防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、平成26年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。当財務報告に係る内部統制の評価にあたり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

内部統制の有効性を評価するにあたっては、まず、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制について評価を行い、その結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制について評価いたしました。これは、適切な統制が全社的に機能しているかどうかについて、まず心証を得た上で、それに基づき、財務報告に係る重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して業務プロセスに係る内部統制を評価していくという、トップダウン型のリスク重視のアプローチを採用したものです。

評価にあたっては、当社、並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲といたしました。

当該評価範囲の決定にあたっては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。業務プロセスに係る内部統制の評価を対象とした重要な事業拠点は、連結財務諸表における売上高の概ね三分の二を占める事業拠点であり、当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目を、「売上高」、「売上原価」、「受取手形及び売掛金」、「たな卸資産」とし、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象についても個別に評価対象といたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記評価手続を実施した結果、平成26年3月31日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。